

令和9年度 教育・保育給付認定申請・入園申込 について

教育・保育給付に係る現況届

1. 教育・保育給付認定について

幼稚園や認定こども園(幼稚園機能)などを利用する場合、

居住する市町村から教育・保育給付認定(1号認定)を受ける必要があります。

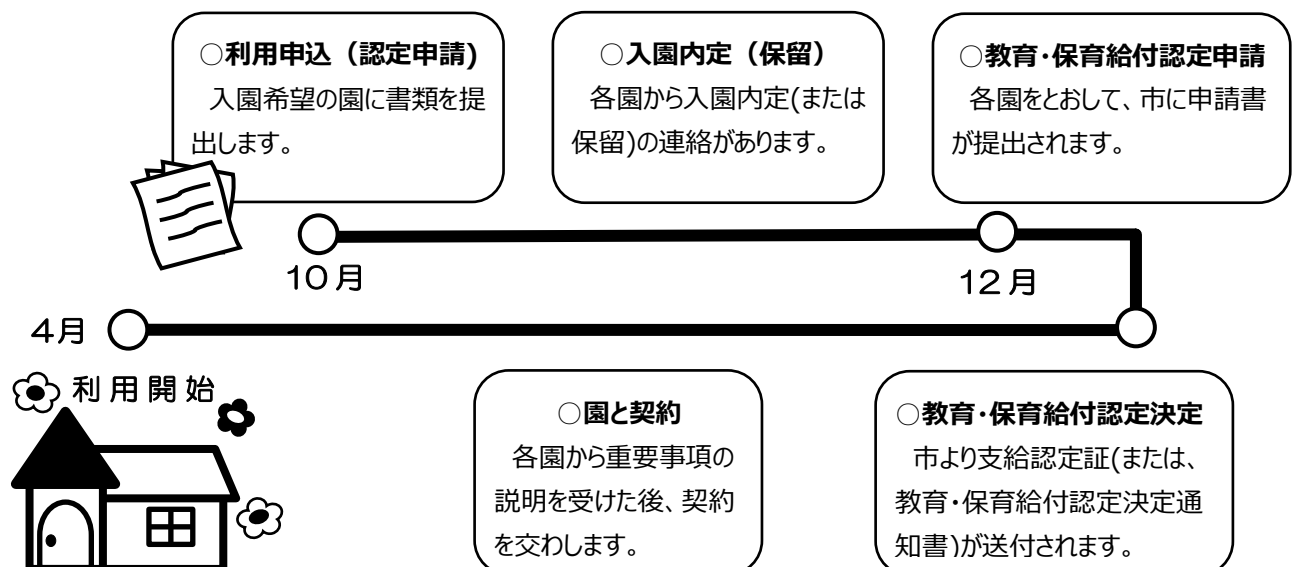
また、既に認定を受けている児童も、世帯状況の確認のため年に1度、**現況届を提出する**必要があります。

「新規で認定こども園の幼稚園機能分の利用を希望する方」や**「現在認定こども園の幼稚園機能を利用しており、来年度も引き続き利用する方」**は、この案内をよくご覧いただき、認定申請及び現況届の提出をお願いします。

○認定区分

 1号認定 (教育認定)	満3歳以上で、教育を希望する児童 (教育時間外の預かり保育を利用する場合も含む)	幼稚園 認定こども園(幼稚園機能)
2号認定 (保育認定)	保護者が「保育を必要とする事由」を有しており、 保育を希望する満3歳以上の児童	保育所 認定こども園(保育所機能)
3号認定 (保育認定)	保護者が「保育を必要とする事由」を有しており、 保育を希望する満3歳未満の児童	小規模保育事業所 事業所内保育事業所

○手続きの流れ(新規で利用する場合)



2. 教育・保育給付認定申請について（新規で利用する方）

新規で認定こども園（幼稚園機能）の利用を希望する方や他の認定こども園（幼稚園機能）に転園を希望する方は下記の書類を提出してください。

（１）必要書類

①教育・保育給付認定(変更)申請書(現況届)兼施利用(調整)申込書 児童 1 人につき 1 部

※裏面の「記載例」をよくお読みになり、漏れののないよう記載してください。

②施設ごとに提出が必要な書類

※施設によって必要書類が異なります。詳細は各施設へお問い合わせください。

（２）申込方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、入園を希望する認定こども園へ提出してください。

受付期間	令和 8 年 10 月 15 日（木）から 10 月 30 日（金）（土日は除く）
------	---

※幼稚園機能分の入園は、定員になり次第締切です。（選考方法は各施設へお問い合わせください。）

※施設によって受付時間が異なりますので、詳細は各施設へお問い合わせください。

※各総合支所では受付できませんので、ご注意ください。

3. 現況届について(引き続き利用する方)

既に認定こども園（幼稚園機能分）を利用しており、来年度も引き続き利用を希望する方は下記の書類を施設へ提出してください。

現況届は、現在の状況を確認するための届け出です。確認後、認定内容に変更がない場合、支給認定証（または教育・保育給付認定決定通知書）の再交付は行いません。

（１）必要書類

①教育・保育給付認定(変更)申請書(現況届)兼施利用(調整)申込書 児童 1 人につき 1 部

※裏面の「記載例」をよくお読みになり、漏れののないよう記載してください。

②施設ごとに提出が必要な書類

※施設によって必要書類が異なります。詳細は、各施設へお問い合わせください。

（２）申込方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、利用している認定こども園へ提出してください。

受付期間	令和 8 年 10 月 15 日（木）から 10 月 30 日（金）（土日は除く）
------	---

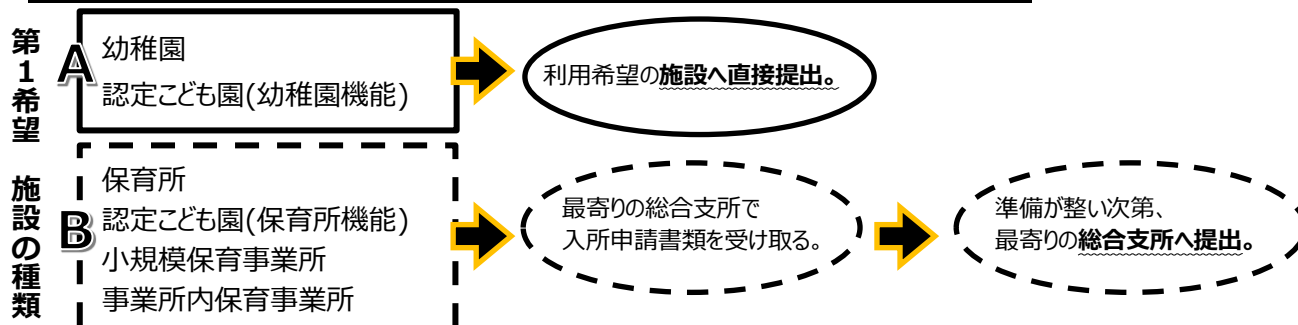
※施設によって受付時間が異なりますので、詳細は各施設へお問い合わせください。

※各総合支所では受付できませんので、ご注意ください。

4. 注意事項

● 保育所や認定こども園(保育所機能)の併願を検討している方

第1希望先の施設によって提出先や申請書類が異なります。下記をご確認ください。



※第1希望がAの施設で、第2・3希望がBの施設の際は、利用施設又は最寄りの総合支所で次年度入所申請書類を受け取ってください。

※認定こども園の保育所機能を希望する際は、〇〇〇認定こども園(保)と記入してください。

● 登米市外に居住している方

施設を利用する際に必要な教育・保育給付認定は、居住する市町村(住民票のある市町村)で認定を行います。そのため、期限や提出書類は、市町村ごとの取り扱いになりますので、**居住地の市町村に確認**をしてください。

● 令和8年1月2日以降に登米市に転入した方

令和8年1月1日時点で登米市に住民票がない場合、副食費等の判定に必要な課税状況を把握することができません。令和8年度市町村民税額(所得割額)を確認できる書類(課税証明書や市町村民税・都道府県民税額決定通知書など)を提出してください。申請書にマイナンバーの記載がある場合は提出の必要はありません。

● マイナンバー制度について

申請書にマイナンバーを記載することにより、課税証明書等の添付を省略できます。マイナンバーが正しい番号であることの確認(番号確認)と番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)を行います。※祖父母等が代理で申請をする場合も、「申請する保護者」の番号と身元の確認を行います。

対象者	申請する保護者(申請書の保護者氏名欄に記入されている方)	
確認書類 (A・Bのいずれかの書類)	A マイナンバーカード	
	B 以下の書類2点(写しでも可)	
	①番号確認のため(どちらか1点)	②身元確認のため(1点)
	・マイナンバー通知カード ・マイナンバー記載の住民票	運転免許証やパスポート等の写真付き身分証明書

● 支給認定証の任意交付について

「支給認定証」の交付は任意となっているため、『教育・保育給付認定決定通知書』を発行しております。

必要に応じて、「**支給認定証**」の交付を希望する(次ページ⑨)場合、申請内容の変更や転園、転出となった場合、**既に交付されている「支給認定証」を市へ返却していただく必要**があります。

支給認定証を希望しない場合は、「教育・保育給付認定決定通知書」を送付します。記載の内容は、「支給認定証」と同じものとなります。

問い合わせ先：登米市福祉事務所子育て支援課

南方町新高石浦130番地(登米市南方庁舎1階) TEL：0220-58-5562

★教育・保育給付認定(変更)申請書(現況届)兼施設利用(調整)申込書 記載例

教育・保育給付認定(変更)申請書(現況届)兼施設利用(調整)申込書

(子どものための教育・保育給付)

(あて先) 登米市長
(施設・事業所長)

令和 8 年 10 月 17 日

保護者氏名 ② 福祉 保

次のとおり、子どものための教育・保育給付認定(変更)を申請します。(現況を届け出ます。) また、施設の利用(調整)を申し込みます。

申請に係る 小学校就学前 子ども	ふりがな 氏 名 ふくし まもる 福祉 守	生年月日 (個人番号) R 3 年 5 月 5 日生 ③ (000000000000)	性別 男 女 ④ (男) (女)	障害者手帳 療養手帳の有無 有 無 ⑤ (有) (無)
保護者 住所・連絡先	現住所: 〒 987-0401 登米市 南方町新高石浦130番地	自宅電話番号 (父携帯) 0220-58-0000 (母携帯) 090-0000-0000 090-0000-0000		
認定者番号				
保育の希望の有無(※)	有 : 保護者の労働又は疾病等の事由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む。) 無 : 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く。)			

・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいいます。
・「幼稚園等」とは、幼稚園及び認定こども園(保育部分)をいいます。
・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は⑤、⑥及び⑦に必要事項を記入して下さい。

① 利用を希望する期間 令和 9 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで

利用を希望する施設(事業所)名

第1 △△こども園	(保・幼) 第4	(保・幼)
第2 △△こども園	(保・幼) 第5	(保・幼)
第3 ○○保育所	(保・幼) 第6	(保・幼)

② 世帯の状況(同居の世帯員)

※印の欄は市町村に転居して以降、記入すべき必要はありません。

氏 名	ふりがな	子どもの続柄	生年月日	性別	職業、学校名等	備考 (個人番号)
ふくし たもつ	福祉 保	父	T・S・R 5 年 1 月 1 日生	男	会社員	③ (0000000000000000)
ふくし いこ	福祉 育子	母	T・S・R 10 年 10 月 10 日生	女	会社員	(0000000000000000)
ふくし ながお	福祉 長雄	祖父	T・S・H・R 49 年 8 月 8 日生	男	農業	(0000000000000000)
ふくし ひさこ	福祉 寿子	祖母	T・S・H・R 49 年 3 月 3 日生	女	パート	(0000000000000000)
			T・S・H・R 年 月 日生	男・女		()
			T・S・H・R 年 月 日生	男・女		()
			T・S・H・R 年 月 日生	男・女		()
			T・S・H・R 年 月 日生	男・女		()

生活保護の適用の有無 適用無し 適用有り(年 月 日保護開始)

(表頭)

*受付時使用欄 *宛名番号 *受付No.

③ 保育の利用を必要とする事由等
※保護者の労働、疾病等の事由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

続柄	必要とする事由	備考
⑧ 父	☐ 就労 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学・職業訓練 ☐ 虐待・配偶者等から暴力を受けるおそれ ☐ 育児取得時の継続利用 ☐ その他()	
母	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学・職業訓練 ☐ 虐待・配偶者等から暴力を受けるおそれ ☐ 育児取得時の継続利用 ☐ その他()	
家族の状況	□ひとり親家族 ・ □左記以外	
希望する利用時間	利用曜日	利用時間
	曜日 から 曜日 まで	時 から 時 分 まで

認定こども園の利用を希望する場合、
ご希望の機能に○をつけてください。
保育所機能分を希望する場合: 「保」
幼稚園機能分を希望する場合: 「幼」
【注意】
幼稚園機能分の利用には別途、希望施設へ直接の利用申請が必要です。

⑨(父) 福祉 保
(母) 福祉 育子
(祖父) 福祉 長雄
(祖母) 福祉 寿子
※自筆署名

※記載上の注意
太枠内を漏れなく記載してください。

- ①提出日
②保護者代表者氏名(記載した保護者が認定保護者になります)
③個人番号(マイナンバー)
④現在の利用施設 ※現在利用している場合のみ
⑤利用希望期間 (令和9年4月1日以降～令和12年3月31日まで)
⑥希望施設(第6希望まで記入可能)
⑦世帯状況
⑧保育の利用を必要とする事由(第2希望以降に保育所、認定こども園(保)小規模保育事業所、事業所内保育事業所を希望する場合)は記入

⑨税情報(税の減免等)の閲覧等
→給食費の減免算定等に署名が必要です。(祖父母は同居の場合のみ)